

政策提言 1 市民自治の実現と自治体議会改革

地方自治体を市民（住民）の政府とするための改革を進めます。地域の課題や施策については、「近接性の原理」に基づき、「問題はより身近なところで解決」していかなければならず、市民（住民）自治を実現するために、地方自治体のさまざまな政策の決定・実施において市民参加を進めます。また、市民参加・市民自治の実現に資する方向での自治体議会の改革と活性化を求めます。

【自治体】

<市民自治の実現>

- ① さまざまな行政サービスの実施において、市民（住民）、利用者、市民活動組織等が運営や政策決定に参加・関与できる仕組みを追求し、市民（住民）参加を進めます。
- ② 市民（住民）自治を中心に据えた「自治基本条例」や「市民参加条例」を制定します。
- ③ 自治体の総合計画の策定にあたって、市民参加を確保します。そのために「総合計画等の策定と運用に関する条例」などを作成します。
- ④ 市民にも開かれた行政評価制度を導入します。評価制度を自治体行政全般に適用するため、条例化を含む制度化を行います。評価結果を市民（住民）に公開するとともに、第三者による外部評価も含め、「市民評価委員会」など評価に対する市民（住民）参加の仕組みをつくります。また結果を踏まえて総合計画の見直しなどを行い、公共サービスの充実をはかります。
- ⑤ あらゆる行政施策・制度の決定にあたっては、障害者や外国籍住民も含めて社会的マイノリティの意見を十分に反映できるよう取り組みます。
- ⑥ 行政の諸施策について、市民提案制度を積極的に活用します。
- ⑦ すべての審議会において、可能な限り委員の公募を行います。また、選考にあたっては、性別や年齢層の偏りが無いよう配慮します。
- ⑧ 常設型の住民投票条例の制定を含め、重要な施策の決定に住民投票制度を導入します。また、投票権については、18歳以上にこだわらず、外国籍市民（住民）にも拡大します。
- ⑨ 基礎自治体よりさらに小さな地域（市町村合併前の旧町村や小中学校区単位など）における市民（住民）参加の仕組みを追求し、小さな自治（自治体内分権もしくは都市内分権）を実現します。
- ⑩ 市民（住民）の多様な活動を促進・支援するため、活動スペースや情報の提供などの、活動支援施策を拡充します。

<自治体議会改革>

- ① 自治体議会を自由で活発な政策討論の場とし、市民（住民）に開かれたものとする議会改革を進めます。必要な議会会議規則改正を行い、市民との向き合い方や議員活動のあり方などを規定する議会基本条例※を制定します。
 - ② 一問一答形式や執行部の反問権など自由な討論による実質審議を確保するため、議会運営方法を工夫します。
 - ③ 各種委員会も含め、会議と審議結果を原則として市民（住民）に公開するとともに、議事録未作成の自治体は、議事録もすべて作成し、公開します。市民（住民）が傍聴しやすいよう休日・夜間開催など審議時間帯を工夫します。市民（住民）の関心を高めるため、議会活動の積極的な広報、議会広報誌、SNS、インターネットなどによる中継や情報提供をより充実します。また自治体議会独自の情報公開条例も検討します。
 - ④ 執行部に対して議会の独立性を高めるため、議会事務局の独立性を高め、議会による政策立案を進めるためにサポート体制を充実します。また、議長による会議招集権の確立、議会予算の編成と執行を議会自らが行える制度を実現します。
 - ⑤ 政務活動費は充てることができる経費の範囲を明確化し、費用弁償は実費支給とします。さらに、使途について市民（住民）への説明責任を強化し、透明度を高めます。
-

政策提言 2 地方分権の推進と自治体体制

現在の地方分権改革の流れは1990年代から進められてきました。2014年からは国の地方分権改革推進委員会による勧告方式から、個々の地方自治体から制度改正の提案を募る「提案募集方式」が導入されるなど、地方分権にむけた取り組みはいまも継続的に進められています。しかし、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を節目とする自治体戦略2040構想、また近年ではコロナ禍を契機として国と地方の関係を改めて見直すべきとの議論も起きつつあります。各自治体において、改めて地方分権の推進にむけた行政のあり方、サービスの水準について、市民・利用者・NPO等が参加・自己決定する仕組みを構築し、地域の特性に応じた適切なサービスの確保をめざしていかなくてはなりません。

【自治体】

- ① 地方分権の理念、地域・自治体の自己決定の原則に基づく、自律的な自治体運営をはかります。その上で都道府県との対等関係、国との対等関係を築きます。
- ② 地方分権の推進にあたっては地域住民の積極的な参画が不可欠であるとの認識にたち、行政のあり方、また行政サービスの実施にあたって、市民との協働のあり方を常に追求します。
- ③ 国による「義務付け・枠付け」見直しの流れを踏まえ、地域の実情に応じた条例を制定するため、体制整備を進めます。また条例制定にあたっては、福祉・医療、人権保障等に関わるものは最低基準を維持し、地域の特性に応じたより高い水準のサービスの提供をめざします。
- ④ 「平成の大合併」で誕生した自治体は、地域のコミュニティの変化などの各地域の現状、自治体の支所の存廃や公共サービス水準の変化などを調査して、合併による各種の影響を分析します。
- ⑤ 広域連合・一部事務組合は、構成市区町村の責任と役割を明確にした上で、市区町村間協力を基本とします。都道府県には必要な支援を求めます。広域連合は、地方分権、市民（住民）自治の視点から、実効性ある広域計画の作成、連合議長・議会の機能化、情報公開を求めます。一部事務組合でも議会の機能化、情報公開を進めます。
- ⑥ 定住自立圏構想、「連携協約」に基づく自治体間の連携については、周辺市町村の衰退などマイナスの影響が生じることがないか、連携に至る理由や効果、財政面の検証などについて事前に十分な情報公開をはかり、自治体間相互で協議、合意形成をはかります。
- ⑦ 新たに政令指定都市もしくは中核市への移行を検討する自治体は、行財政運営にかかる各種の影響を分析するとともに、マイナスの影響が見込まれる要素については十分な検証と対応をはかります。

-
- ③ 合併の是非の判断については、合併前の自治体における地域社会の維持、合併後の新自治体におけるビジョンの提示、合併に関わるすべての情報を市民（住民）に提供、開示し、市民（住民）の意向を最も重視した決定を行います。

（都道府県）

- ① 都道府県から市区町村への権限、財源の移譲については、両者の協議と合意を通じて段階的に進めます。その上で都道府県は、「補完性の原理」に基づき、地域における広域的な事務や市区町村では担えない専門的な事務を担い、地域生活に密着した事務を総合的に担う市区町村との協働で地域の行政機能を担います。
- ② 「平成の大合併」を踏まえ、小規模自治体への支援策を具体化します。

【国に対して】

- ① 「国と地方の協議の場」について、より実質的な政策策定の場となるよう位置づけを明確にするとともに、協議対象範囲を拡充し、国と地方が各種地方制度について対等に協議するよう求めます。
- ② コロナ禍において見られたように、非常時や危機管理の対応口実として、拙速に地方に対する国の権限を強化するなど、地方分権に逆行した制度を検討しないよう求めます。
- ③ 都道府県と市区町村の争いに関わる自治紛争処理委員会については、独立した第三者機関としての機能を十分に持たせるよう求めます。
- ④② 国の直轄事業については、第2次地方分権推進計画で示された「全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的な事業」に国の役割を限定し、それ以外は原則として、自治体の実施または管理するものとするよう求めます。
- ⑤ 道州制については、その概念が統一されていないこと、導入する理由、国民生活に与える影響、現状の地方自治制度の問題点などが明確にされていないことから、国からの押し付けをさせず、十分な国民合意に基づく地域・自治体の自己決定権によることを前提とし、行財政面での影響や市民自治などに与える影響など、議論を深化させるよう求めます。とくに、都道府県の廃止や市町村合併を推進する中央集権的な道州制に反対します。
- ⑥ 市町村合併は、住民合意に基づく地域・自治体の自己決定権を尊重し、強制的合併施策を行わないよう求めます。
- ⑦ 合併新法後の市町村合併は、自治体の自主性にゆだねることとし、これ以降の合併誘導策をとらないことを求めます。
- ⑧ 行政機関の共同設置などについては、公共サービスの質の確保と自治権が損なわれないような制度設計を求めます。
-

政策提言 3 市民に開かれた行政と自治体DXの実現

中央省庁による行政文書や統計データの改ざんや書き換えが問題となるなど、行政が保有する情報を市民（住民）に公開し、透明度の高い行政を実現していくことが、以前にも増して求められています。また、コロナ禍を踏まえ、マイナンバー制度の一層の活用、行政システムの標準化が進められ、自治体DXの取り組みは急速に浸透しつつあります。行政運営における情報システムの活用範囲が飛躍的に拡大しつつある一方で、プライバシー侵害の未然防止、個人情報保護の徹底もこれまで以上に求められます。同時に、自治体DXの推進にあたっては、新たに設置されたデジタル庁自身が標榜する「誰一人取り残されない」という理念を自治体においていかに実現させるのかも大きな課題となります。

【自治体】

<情報公開・広報・公聴>

- ① 行政が保有する情報を可能なかぎり市民（住民）に公開し、透明度の高い行政運営を実現します。
- ② 市民（住民）に対する広報を重視し、開かれた行政とします。
- ③ アンケート調査、モニター調査、広聴はがき、市（町村）政懇談会、市（町村）民会議（市（町村）民委員会）、広聴会、市（町村）長と語る会、またSNSの活用など、市民（住民）の意見、要望、苦情などを直接聞く広聴を拡充します。
- ④ まちづくりや地域社会の活性化のため、行政の基礎的情報となる統計情報、アンケート結果、地理情報などの提供を行います。

<自治体DXへの対応>

- ① 情報システムの標準化により、業務フローの変更や新たなシステムを開発する必要があるかを把握し、計画的な対応を追求します。
- ② 地域社会のデジタル化にむけて、デジタル化を担う人材の確保・育成を進めます。
- ③ 遠隔地医療など、医療福祉サービスの向上につながるICT技術を積極的に活用します。
- ④ 住民情報など行政サービスの基礎となる電子化された情報は、災害や事故に備え定期的なバックアップと遠隔地保管の徹底を行います。
- ⑤ 市民（住民）の情報リテラシーの向上のためのICT教育を実施するとともに、デジタルデバイスに配慮した非ICTのコミュニケーションの併用についても配慮するよう求めます。

＜情報公開条例の強化・見直し＞

- ① 市民（住民）主権の基本として、市民（住民）の「知る権利」を明記します。
- ② 情報公開請求の対応だけでなく、情報提供、公表義務制度など、既存の制度や補完的な制度を包括した統合的情報公開制度とします。
- ③ 個人情報保護・プライバシー保護を前提としつつ、請求者は広く「何人」も対象とします。
- ④ 自治体出資法人（外郭団体）、事務組合、地方独立行政法人、指定管理者も対象とします。
- ⑤ コンピュータ処理されている情報や、記録メディアに保有されている情報についても公開の対象とします。
- ⑥ 第三者機関として不服申し立て審査等を行う情報公開審査会および運営監視機関を設置し、審査手続きを明確にします。
- ⑦ 公開・非公開決定、不服申し立てに対する不服審査を迅速に行います。

＜公文書管理体制の整備＞

- ① 公文書管理法の努力義務規定を踏まえ、公文書の作成・保管・廃棄・歴史文書の保存というライフサイクルを見直し、公文書管理の条例化をはかり、公文書管理の適正化を行います。
- ② 公文書を管理するための公文書館の設置を進めます。

＜個人情報保護＞

- ① 個人情報保護法に定められた自治体の責務にそった個人情報保護施策を求めます。
 - ② 自治体DXにともない、国の基準を上回る内容となっている個人情報保護条例について、改めて精査しながら新たな条例を制定し、センシティブ情報の収集の原則禁止、個人情報の目的外利用・外部提供における個人情報保護審議会など市民参加機関の意見聴取、個人情報のオンライン結合の原則禁止、個人情報取り扱い事務の登録制度などを盛り込むことを求めます。
 - ③ 委託企業や自治体出資法人（外郭団体）、地方独立行政法人、指定管理者等も個人情報保護条例の対象とします。
 - ④ 自治体のセキュリティ・ポリシーを策定し、定期的な見直しを求めます。
 - ⑤ 住基ネットシステムについては、個人情報保護条例に、自治体外部との情報接続であることを特定し、その安全について定期的なセキュリティチェックを行い、外部からの侵入や違法な取り扱い、目的外利用のあったときは速やかに接続を停止し解決にあたる定めを設けます。また、災害等危機管理面からの情報管理のあり方を確立するよう求めます。
 - ⑥ 住民基本台帳の写し、戸籍の附票の写し、戸籍謄本・抄本などの不正交付の防止と市民の権利保護にむけ本人通知制度の導入をめざします。また、住民基本台帳閲覧請求に対しては、利用目的が公共目的であるかを厳格にチェックし、商業目的やストーカーなど犯罪利用を排除します。また、後日調査がで
-

きるよう条例・規則等を整備します。

- ⑦ マイナンバー制度については、第三者による点検および市民への意見聴取を適切に実施した上で、特定個人情報保護評価を行い、プライバシー侵害などの未然防止をはかります。

<消費者保護>

- ① 消費者の安心・安全の確保のため、消費生活センターの相談体制を充実・強化します。
- ② 消費者の多重債務問題や悪質商法などの救済にあたっては、都道府県や専門の関係機関、自治体の関係部門との連携をはかります。
- ③ 成人年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、中学生・高校生に対する消費行動や契約行為に関する教育を充実・強化します。

【国に対して】

<自治体DXへの対応>

- ① 情報システムの標準化により、業務フローの変更や新たなシステムを開発する必要が生じた際の経費についても十分な財政支援を行うよう求めます。
- ② 自治体の規模によっては標準準拠システムへの移行がより困難な場合も想定されることから、移行期限については自治体の事情を勘案しながら、柔軟に対応するよう求めます。
- ③ 地域社会のデジタル化にむけて、地域ではデジタル化を担う人材の確保が難しいことから、その確保や育成にむけた財政支援を求めます。
- ④ マイナンバー制度については、情報の目的外利用やなりすましなどの不正行為の防止や個人情報保護の徹底を求めるとともに、情報利用の範囲は国民合意のもと、慎重な判断を求めます。また、システム整備にかかる必要な財源保障を求めます。
- ⑤ デジタル化によって生じた行政コストの低減効果が当該の自治体において財源活用されるよう配慮すること。

<消費者保護>

- ① 消費者の安心・安全の確保のため、消費生活センターの相談体制の充実・強化をはかるため、十分な財政措置を求めます。
 - ② 消費者庁・消費者委員会の機能を充実し、消費者の目線に立って監視機能も含め横断的な機能を果たすよう求めます。
 - ③成人年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、消費や契約行為にかかる若年層の保護活動を強化するよう求めます。
-

政策提言 4 地域公共サービスの質と水準の確保

第三セクター、公益法人、独立行政法人、PFI、指定管理者制度、コンセッション方式など公共サービスの担い手の多様化が進んでいます。財政危機を背景としたコスト削減のみを目的とする事務事業等のアウトソーシングの拡大はサービスの質の劣化を招き、行政の責任放棄となりかねません。とくに指定管理者制度については、サービスの質・雇用面における課題も指摘されています。運用改善にむけた検証を行い、自治体当局に必要な措置を求めなければなりません。市民の生活を守るため、自治体の責任を明確にし、より良い公共サービスの実現にむけて質と水準を確保します。

【自治体】

- ① 公共サービスの質の確保等をめざし、公共サービス基本条例を制定します。
- ② 公共サービスのアウトソーシングにあたっては、市民（住民）協働の理念を明確にした行政運営を基本とし、その必要性について、市民や労働組合など利害関係者との十分な協議と合意を前提に、より慎重な検討を求めます。
- ③ 行政コストの削減のみを目的とした、「まず民間委託ありき」の発想には反対します。行政サービスの水準が低下する懸念がないか、徹底した情報公開と民間委託の妥当性について検証します。
- ④ 公の施設の管理においても、機械的に指定管理者制度を選択するのではなく、公共サービスの質が担保されるよう直営、部分委託、指定管理者のどれが望ましいのかを選択するよう求めます。
- ⑤ 指定管理を含め行政の事務事業の委託においては、コスト削減だけを目的とすることなく、公務情報の管理の重要性なども鑑みて検討し、質の高い公共サービスを実現します。そのため、特命指定や長期間の指定を可能とし、公募要件に労働法令遵守を明記します。人件費確保のため、適正な人件費、一般管理費を積算した指定管理料、委託費を設定します。
- ⑥ PFI制度を活用する場合には、公平・公正な公共施設の役割とサービスの質が損なわれることがないよう慎重な検討を行うよう求めます。
- ⑦ 事務事業の民間委託、指定管理者の導入、PFIの採用において、事業者の選定から事務事業の実施に至るモニタリング（日常的かつ継続的な点検）、事業の実施状況にかかる事後評価を行う仕組みを導入します。また、事業の評価・監視を行う市民（住民）が参加した第三者機関を設置します。
- ⑧ 民間委託においては、委託された事業を、責任を持って実施できる事業者に委託することを基本とします。「単に肉体的な労働力を提供するものでない」という職業安定法施行規則4条の趣旨を守るとともに、(ア)委託業者に直接指示・相談してはいけない。(イ)用具・設備は委託業者が用意することを徹

底させます。

- ⑨ 指定管理者の選定においては、2010年12月に出された総務省通知も踏まえ、公の施設の役割・目的にそったものであるかどうかを最優先とし、価格のみの比較とせず、非公募による選定も選択肢としつつ、総合的な評価による決定を求めます。
- ⑩ 民間委託や指定管理において、一方的な仕様書の変更や委託料・指定管理料引き下げなど、自治体の優越的な地位の濫用を禁止します。
- ⑪ 事業提案制度などに基づく市民（住民）・NPO等と自治体の協働事業については、提案者と自治体が対等な立場で協議し、成果品（成果物）の帰属先などを明記した契約を締結します。
- ⑫ 指定管理者が自らの努力で利用料徴収などの増収をあげた場合、指定管理者側に利益を還元する仕組みを導入します。
- ⑬ 地方独立行政法人制度については、その有効性や質について分析を行い、制度の導入の是非について検証し、導入した場合は、業務や会計状況などについて徹底した情報公開を行い、市民（住民）に対する説明責任を果たします。
- ⑭ 公の施設の民間移譲においては、その当否について十分な情報提供を行い、市民（住民）の判断を求めます。利用者、当該施設で働く労働者が不利益をこうむることのないようにします。
- ⑮ 構造改革特区・総合特区・国家戦略特区、地域再生制度を活用した自治体の提案・申請においては、市民（住民）に情報提供を行い、制度の活用による地域の影響、効果などについて十分な合意形成をはかることを求めます。また、制度活用後について事後的な検証を求めます。
- ⑯ 行政サービスにおける派遣労働者の導入に関しては、その当否について労使協議を前提とし、安易な派遣の拡大や法令違反を排除します。
- ⑰ 特定非営利活動促進法および寄附税制の改正をうけて、地域実情に応じたNPO活動の促進を行います。とくに住民税の寄附控除については、対象となるNPOの指定を行う条例の制定を進めます。

【国に対して】

- ① 公共サービス基本法の具体化、および公契約基本法の制定を促進するよう求めます。
 - ② 市場化テスト（官民競争入札・民間競争入札）は、必ずしも行政コストの削減につながらないことから、国による強制や誘導を行わないよう求めます。
 - ③ 官公需の地場企業への発注にあたっては、労働基準法など労働法の遵守と地域の平均賃金を下回らない人件費の積算と支払いなどを受託事業者に義務づけるなどして、公正労働基準の徹底を求めます。
 - ④ 事業譲渡などの場合の、当該労働者の雇用継続の法制化を求めます。
 - ⑤ 談合、ダンピングなどを防止する法制度の規制を強めるよう求めます。
 - ⑥ 優越的な地位の濫用を禁止した公正取引と透明な市場の確立にむけ、公正取引委員会の体制強化をはかり、法の実効ある措置を求めます。
-

政策提言 5 公契約条例の制定と入札改革

自治体の入札・契約制度の改革・改善を進めるため、自治体の入札・契約制度に、予定価格の積算基準の明確化をはじめ、ダンピングを防止する「最低制限価格制度」や価格以外の要素も含め受託事業者を選定する「総合評価方式」を積極的に導入し、良質な受託事業者の選定と労働者の適正な労働条件を確保することが必要です。

現在、いくつかの自治体で、このような入札・契約制度の改善策を盛り込んだ「公契約条例」の制定が進められていますが、全国的には、まだ大きな動きとなっていません。公共サービスの質の確保と地域で働く労働者の労働条件の確保にむけて、「公契約条例」制定を進めます。

【自治体】

- ① 公共サービスの質の確保と公正労働基準を確保するため、公契約条例（社会的価値を実現するための自治体契約のあり方に関する基本条例）を制定します。公契約条例の制定をめざすため、現在の各自治体における入札・契約内容について再度点検し、適正な運用となるよう求めます。
- ② とくに公契約条例については、理念的な条例の制定にとどまらず、労務報酬下限額まで定めた、いわゆる賃金保障型の公契約条例の制定を求めます。
- ③ 委託事業者の選定にあたっては、価格のみの競争入札とせず、社会的価値（公正労働、福祉・環境・人権・男女平等）に配慮した落札者決定の基準を定めます。労働基準法など、法令違反のある事業者は入札参加資格審査で排除します。
- ④ ダンピングの防止と委託先労働者の公正労働を確保するため、すべての入札において、「最低制限価格制度」「低入札価格調査制度」を適用し、適正な事業者を選定します。
- ⑤ 労働基準法や最低賃金法などの労働法規を遵守し、労働者に対して生活できる賃金を保障するため、自治体当局に対して、「労務監査」の実施を求めます。
- ⑥ 入札参加資格において、就業規則の制定などの労働基準法・最低賃金法・男女雇用機会均等法に関わる勧告・公表、障害者法定雇用未達成に関わる勧告、不当労働行為に関わる救済命令、労働保険への未加入などの法令違反の実態について審査を行います。
- ⑦ 公共サービス水準の確保、適正な委託事業者を選定する観点から、予定価格について、積算根拠の明確化をはかるとともに、公共工事設計労務単価や建築保全業務労務単価などを参考に市場価格の適切な反映を求めます。
- ⑧ 公契約条例などの導入の意義のほか、自治体側が持つ事務負担感の増大を克服するため、自治体にお

ける基本的な入札・契約の実施体制について整備・充実を求めます。

【国に対して】

- ① ILO94号条約（公契約における労働条項）を批准し、公契約における公正取引の確保と公正労働基準の法的確立を求めます。
 - ② 業務委託に関わる積算基準の体系化を求めます。
-

政策提言 6 自治体財政の確立と税制改革

地方自治体が地域における行政需要を十分に把握し、地域のセーフティネットとして公共サービスを確立するためには、それを見合った財源が必要です。そのためには地方交付税による財源保障・財政調整機能なども含めた財政自治の観点が必要不可欠です。税財源のさらなる地方への移譲等、補助金を通じた国の財政的な関与の廃止・縮減など、抜本的な地方税財政制度の改革を求めます。

そのために、「国と地方の協議の場」や、地方自治法第99条に基づく意見書の採択、地方交付税法第17条の4に基づく意見など、様々な機会を活用し、地方の側から積極的に税財政制度に対する提案を行う必要があります。

【自治体】

- ① 市民に行財政状況を的確に伝達するため、財政に関する情報公開・提供の充実をはかります。
- ② 自治体職員・労働組合として、決算カードや各種財務書類などを通じ、自治体の財政状況の現状把握に努めます。
- ③ 公共事業の実施にあたっては、地域の将来の人口推計や財政負担額を考慮し、過剰投資を防止します。また、公共施設の更新、除却など今後のあり方を検討する際には、維持管理にかかるランニングコストのみならず、施設が果たす目的や機能などを含め多角的な検証を行います。
- ④ 自治体財政に対して議会の責任を明確にし、議会が十分なチェック機能を果たします。
- ⑤ 監査機能については、選任規定・手続きを条例化し、監査委員として適切な人材が選任されるよう機能の整備・強化をはかります。また、外部監査制度を活用し、公認会計士による監査基準を充実します。
- ⑥ 地域の実情を踏まえた公共サービスの充実のため、自治体における課税自主権の拡大を検討します。法定外目的税や法定外普通税については、住民への十分な説明と合意形成を前提に政策実現の観点から積極的に導入します。
- ⑦ 法定税についても課税自主権の積極的な活用を検討します。また、市町村住民税の税率改定など、課税自主権の行使については、議会や住民、利害当事者の間で十分な議論を通じ、その政策目的や自治体財政の現状などのアカウンタビリティ（説明責任）を果たしながら、検討、実行します。
- ⑧ 社会保障費の増加、地域交通の充実、人口減少対策など、地域に必要な財政需要を再点検し、地方交付税などによる財源保障が不十分な場合には、国と地方の協議の場、地方交付税法第17条の4の規定などを通じて、適切な財源保障を求めます。
- ⑨ 自治体財政健全化法に基づく「財政健全化計画」の策定が必要な場合は、正確な情報・推計値に基づ

くものとし、政策の優先度を明確にします。また、財政指標悪化の原因については一般会計だけでなく、公営企業会計、第三セクターなどを含めた自治体全体の財政状況の点検・検証を進めるとともに、首長や議会の責任を明確にさせます。

【国に対して】

- ① 地方財政制度の現行の枠組みを堅持し、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能と自治体の安定的な財政運営に必要な地方交付税の総額を確保するよう求めます。また、臨時財政対策債を縮減させ、地方交付税率の引き上げによって交付税の総額を確保するよう求めます。同時に、地方財政計画の策定、地方交付税の算定に関する自治体の意見を反映するため、「国と地方の協議の場」の定例的な開催を求めます。
 - ② 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、被災自治体の意見を十分に把握した上で、十分に財源確保するよう求めます。
 - ③ 国・地方の税源配分割合を当面5対5とするため、地域偏在性の少ない所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を求めます。
 - ④ 国庫補助負担金については、社会保障分野などの市民生活に直接影響するナショナルミニマムの確保を前提としつつ、その廃止と税財源の移譲をめざします。地方の財源不足は、交付税法の趣旨に基づき法定率を引き上げ、国の財政負担により補てんすることを求めます。
 - ⑤ 公共サービスの質と社会保障をはじめとするセーフティネットを確立するため、所得税の累進性の強化、相続税の基礎控除引き下げなど、税制による所得再分配機能の強化を求めます。消費税は社会保障の安定・充実に充当するとともに、給付付き税額控除の導入による低所得者への逆進性対策を求めます。
 - ⑥ 地方財政に影響する各種税制の廃止、減税、見直しを行う場合には、自治体の財政運営に支障が生じることがないように、代替財源の確保を求めます。
 - ⑦ 「森林環境譲与税」の用途・配分の具体化については、地方自治体（37都道府県1市）がすでに実施している森林・水源環境保全のための独自課税との整合性をはかる必要があること、林業部門の職員が圧倒的に不足している現状や譲与基準に人口が含まれるため大都市への配分が大きくなるなどの課題があります。これらの実情を踏まえ、都道府県と市町村の役割分担など、地方自治体の意見を十分に反映することを求めます。
 - ⑧ 基準財政需要額の算定は、社会保障分野のセーフティネットの確立、環境対策の充実、農林水産業振興など、増大する地域の財政需要の実態を考慮しつつ、算定根拠と算定方法の透明化を求めます。
 - ⑨ 交付税の算定および配分の基礎となるもののうち、補正係数は国と地方の協議のもとに法定化し、その計算式の根拠とその効果について公表するよう求めます。
 - ⑩ 小規模自治体に対する地方交付税算定については、段階補正の復元や、市町村合併により生じた新たな財政需要に対応するため、算定方法の改善を求めます。また、雇用や環境などに配慮した交付税の配分を求めます。
-

- ⑪ 国庫補助事業と一体的に提供され、国民に広く社会保障サービスを提供する地方単独事業については、国と地方の協議の場などで協議し、必要な財政需要を地方財政計画、基準財政需要額に算入し、財源保障することを求めます。
 - ⑫ 橋梁、交通施設、上下水道施設、港湾岸壁、公共施設など、既存の社会資本の長寿命化・老朽化対策また脱炭素化を進めるため、財政需要を的確に把握し、地方財政計画に計上すること。
 - ⑬ 特別交付税は災害時などの突発的特殊財政需要への必要のみに限定し、算定内容の透明化と算定方法に対する地方自治体の意見の反映を求めます。
 - ⑭ マイナンバー制度の活用については、個人情報保護策の徹底と自己情報へのアクセス権の確立を前提に、公平な税制をめざし、所得の正確な把握と総合課税化の確立を求めます。
 - ⑮ 自治体裁量による税率決定を促進するため、地方税にかかる制限税率を緩和するよう求めます。
 - ⑯ 自治体財政健全化法の運用においては、自治体の自主性を損なうことなく、国の関与を最小限にとどめます。早期健全化対象自治体に対しては、行政需要に配慮した財政措置の充実を求めます。
-